

第4編 管理編

第1章 砂防指定地

第1節 総則

砂防指定地は、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置し、または当該区域で行われる一定の行為を禁止制限することを目的として、都道府県知事の進達に基づき国土交通大臣が指定するものである。指定を行うことにより初めて砂防法の適用があることとなり、砂防行政の適正な実施のためには、適正な指定が不可欠である。

【解説】

砂防指定地の表示方法は、次の4種類があり、面指定を原則としているが、流域の荒廃状況などの地域の状況により指定方法を決定する。

① 面指定

字または地番で指定するもの。

② 線指定

溪流およびその両側の土地を一定幅で指定するもの。

③ 標柱指定

標柱により土地の区域を指定するもの。

- ・ 標柱の位置は、標柱を設置する土地の地名、地番によって表示する。
- ・ 標柱間隔は、次の標柱を確認できる距離、位置でなければならない。
- ・ 標柱の位置は、用地地番が確定できる既知点でなければならない。
- ・ 標柱位置が半永久的に明示できなければならない。

(河川の中心に設置することは避けなければならない)

④ 座標指定

座標で示される地点で囲まれた区域を指定するもの。

砂防指定地に設置する標識は、本編第4章第2節(p4-35)を参照する。

第2節 指定基準

砂防指定地は、砂防設備を要する土地および治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地に指定しなければならない。

【解説】

砂防法の中で、指定すべき土地として次のとおり規定されている。

(1) 砂防設備を要する土地

(2) 治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地

原則として流域全域を面指定する。

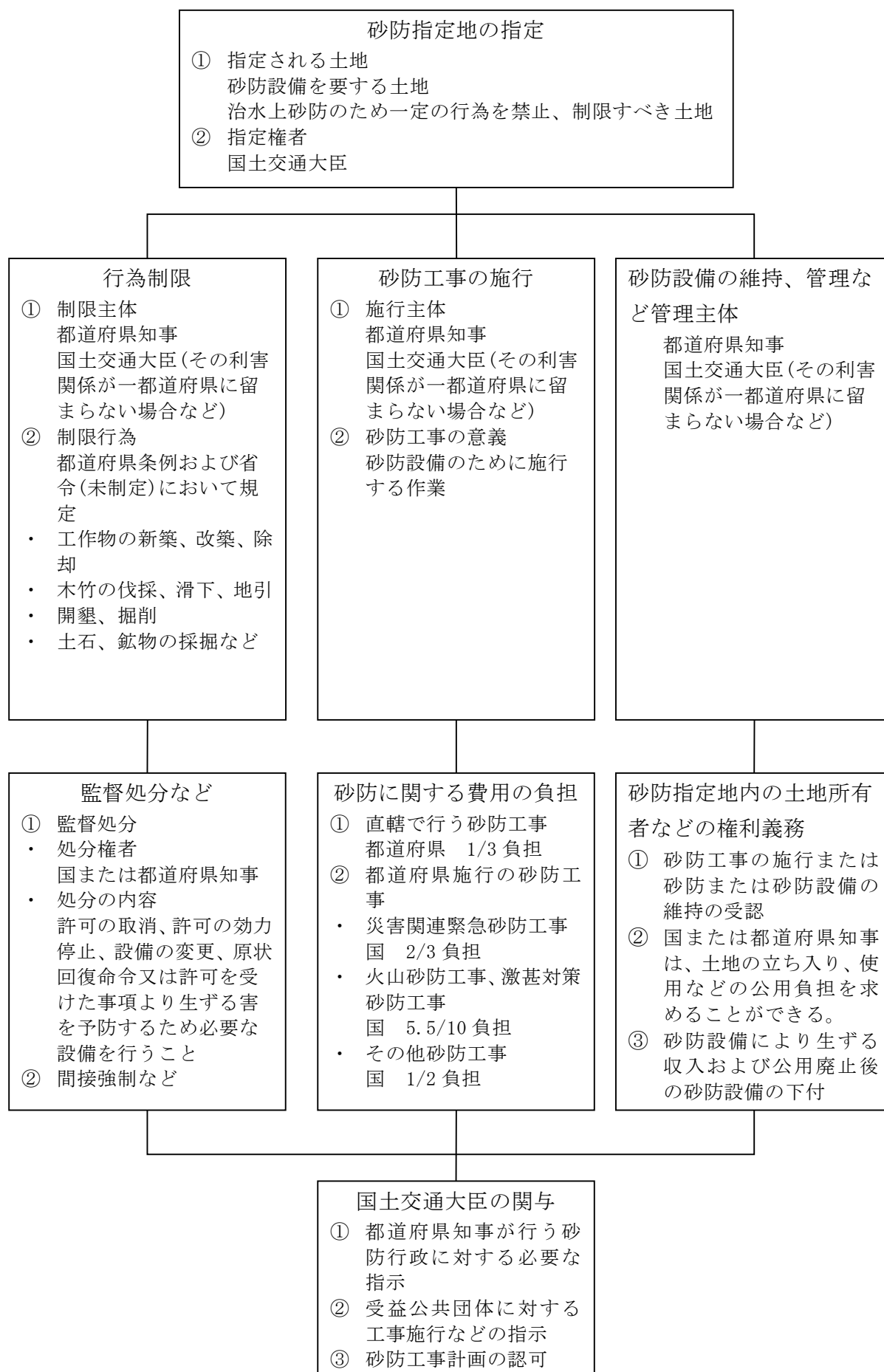


図 1.1 砂防法の概要

第4編 管理編 第1章 砂防指定地 第2節 指定基準

河川局長通達

砂防指定地指定要綱について

平成元年9月12日 建設省河砂発第58号
各地方建設局長、北海道開発局長、各都道府県知事あて
建設省河川局

砂防指定地の指定および解除のための調書の提出などについては、昭和42年5月6日付け建設省河砂発第50号(河川局長通達)によりなされているところであるが、指定の基準、手続きなどを明確にし、指定の一層の促進を図るため、別添のとおり「砂防指定地指定要綱」を定めたので、今後遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、上記河川局長通達は廃止する。

砂防指定地指定要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めるもののほか、砂防法(明治30年法律第29号。以下「法」という)第2条の規定により建設大臣が指定する土地(以下「砂防指定地」という)の指定基準、指定方法、指定手続きなどを定めることを目的とする。

第2 砂防指定地の指定は、土砂などの生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域(以下「溪流など」という)に著しい被害を及ぼす区域で、次に掲げる区域について行う。

- (1) 溪流若しくは河川の縦横侵食または山腹の崩壊などにより土砂などの生産、流送若しくは堆積が顕著であり、または、顕著となるおそれがある区域
- (2) 風水害、震災などにより、溪流などに土砂などの流出または堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- (3) 火山泥流などにより著しい被害を受け、または受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地および火山麓地
- (4) 土石流危険溪流などによる土石流の発生のおそれのある区域または土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
- (5) 地すべり防止区域で治水上砂防のため、溪流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
- (6) 開発が行われまたは予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流などへの土砂の流出などにより、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
- (7) その他公共施設または人家などの保全のため、砂防設備の設置または一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域

(都道府県知事の進達)

第3 都道府県知事は、管内の土地について第2の基準に該当すると認める場合は、建設大臣に進達する。

(地方建設局長の進達)

第4 法第6条に基づき建設大臣が工事を施行する場合で、砂防指定地の指定を行う必要があるときは、第3の規定にかかわらず地方建設局長(北海道開発局長を含む)が進達を行うことができる。

(都道府県知事との協議)

第5 第4の規定による進達に当たっては、地方建設局長は、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

(指定方法)

第6 砂防指定地の指定は、第2の指定基準に該当する土地の状況を十分勘案して、次の各号のうちいずれかの適切な指定方法によるものとする。

第4編 管理編 第1章 砂防指定地 第2節 指定基準

(1) 溪流、河川沿いの土地を指定区域とする場合

上流に起点、下流に終点を定め、その区間の溪流、河川の中心線から左右各岸〇〇メートルまでの土地の区域

(2) 国有林野、市街地などの土地を指定区域とする場合

林班、地番内の標柱によって囲まれた土地の区域

(3) 山腹など(1 および 2 を除く)を指定区域とする場合

字または地番表示による土地の区域

(進達書類)

第7 都道府県知事または地方建設局長が砂防指定地の指定のため建設大臣に進達する場合は、次の各号に定める関係図書を添付して行う。

(1) 総括的な進達図書(進達箇所が2つ以上の場合)

- 1) 砂防指定地指定箇所総括表
- 2) 砂防指定地土地調書総括表
- 3) 砂防指定地指定進達箇所一覧図
- 4) 他官庁協議書の写し

(2) 各進達箇所ごとの申請図書

- 1) 別記様式1による調書
- 2) 実測平面図(縮尺1/500から1/5,000程度までの間で砂防指定地を表示するに便利な適宜の縮尺の平面図を用いる)
- 3) 不動産登記簿(国有林に当たっては林班図)および不動産登記法第17条に規定する地図
- 4) 既指定に係る砂防指定地告示官報の写し

(告示通知)

第8 建設大臣において法第2条による指定が行われ官報告示がされた場合は、建設省砂防部砂防課長は都道府県土木担当部局長に告示通知をするものとする。

(砂防指定区域の閲覧)

第9 都道府県知事は、砂防指定地の指定告示がなされた後、管内の関係土木事務所などにおいて次の関係図書を公衆の閲覧に供するよう努めるものとする。

- (1) 砂防指定地の位置図(1/50,000の地形図)
- (2) 砂防指定地の区域を明示した平面図

(砂防指定地指定進達の予定)

第10 都道府県知事および地方建設局長は、管内において、第3または第4の進達を行う予定の土地についてあらかじめ建設省砂防部長に別記様式2に従い報告するものとする。この場合都道府県知事および地方建設局長は、本要綱の趣旨を十分に考慮して、できるだけ速やかに進達するよう努めなければならない。

(指定の解除)

第11 砂防指定地の指定の解除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 当該指定地が第2各号に定める基準に該当しなくなったと明確に認められるとき
- (2) その他公益上の理由により必要が生じたとき

(解除の進達)

第12 第3、第7および第8の規定は、解除の場合についても準用する。ただし、第7の2の1)の調書は別記様式3の調書に代えるものとする。

(例外規定)

第13 都道府県知事または地方建設局長は、特別の事情により、この要綱により難しいものがあるときは、当該箇所に関り別の定めによる進達または申請をすることができる。

第3節 砂防指定地申請

砂防指定地の指定申請については、基本的には「砂防指定地指定要綱について」（建設省河砂発第58号建設省河川局長通達、平成元年9月12日）により行う。

解 説

具体的な申請などについては、下記により実施する。

(1) 指定に当たっての事前調査など

1) 砂防指定地の指定申請を要する土地について、土地の所有者および占有者と事前に十分協議すること。特に砂防指定地となった場合の滋賀県砂防法施行条例(平成15年3月20日滋賀県条例第7号)に基づく禁止および制限行為の内容などをよく説明し、指定後において種々の問題が起きないように留意すること。

なお、指定申請にあたっては、土地所有者の同意の添付を原則とする。

2) 国有林野内に砂防指定地の指定申請をする場合にあたっては、事前に当該所管の森林管理署と十分調整すること。

なお、指定申請にあたっては、当該協議書の写しを添付すること。

3) 砂防指定地の申請を要する区域に保安林および保安施設地区を含む場合は、事前に森林法担当行政機関と十分調整すること。

なお、指定申請にあたっては、当該協議書の写しを添付すること。

(2) 指定地の取り方

治水上砂防のために積極的に砂防設備の新設、維持管理を要する土地、および治水上砂防の障害となる一定の行為を禁止制限する土地を指定する。

指定地の取り方としては、「線指定」「標柱指定」「面指定」「座標指定」および「前4方法の組み合わせによる指定」があり、現況に即した指定方法により指定を行うこと。なお、線指定または標柱指定に代えて座標指定が可能な場合は座標指定を優先すること。

1) 「線指定」の場合(溪流、河川沿いの土地を指定する場合)

(a) 指定幅

- ★ 砂防設備計画のある場合は、砂防設備用地となるべきところから2m程度とった幅とする。
- ★ 砂防設備計画のない場合は、現況河川の肩から5m程度とった幅とする。
- ★ 上記を考慮した上で河川中心線から幅を出し、5m単位の数値とする。
 23mの場合 → 25m
 38mの場合 → 40m

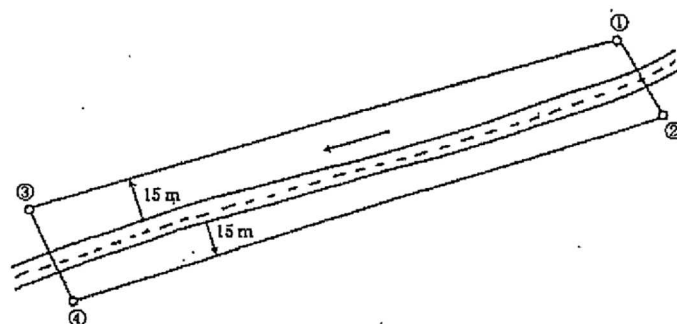


図 1.2 線指定の設置方法

- ★ 左右岸の土地の状況が異なる場合は左岸〇〇m、右岸〇〇mとする。
- ★ 一部河幅が広い場合は、その区間のみ指定幅を広くする。

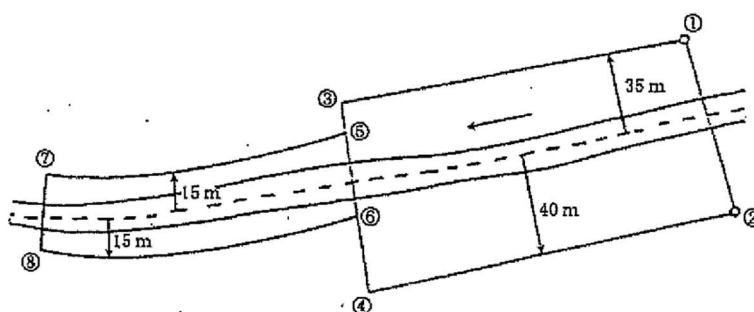


図 1.3 線指定の設置方法(一部河幅が広い場合)

- (b) 上流の起点および下流の終点は原則標柱で決めること。
- (c) 標柱は上流右岸を①、上流左岸を②、下流右岸を③、下流左岸を④とする。
- (d) 既指定のある場合は、上流または下流を接続点により決める。
- (e) 上流端、下流端は川に対して直角にとること。

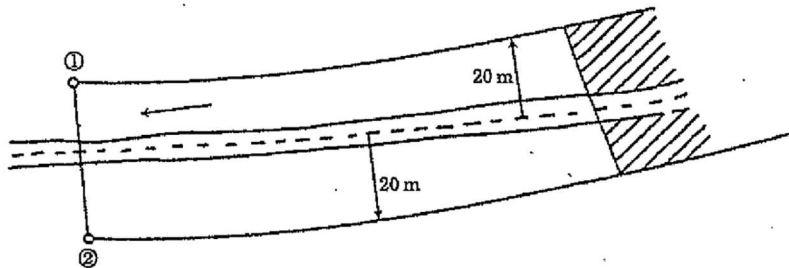


図 1.4 線指定の設置方法(既指定のある場合)

2) 「標柱指定」の場合

国有林野、民有地などに標柱を設置し、その標柱を結んだ線に囲まれた区域。

(a) 砂防堰堤工施工予定地については、その地点を含む山間部をすべて「面指定」、扇状地以下の流路部を「座標指定」または「標柱指定」とすることを原則とするが、やむを得ず「線指定」とする場合には、事前に砂防課と協議すること。

★ 既指定の区域で工事施工に必要な区域をカバーできない場合の追加指定分

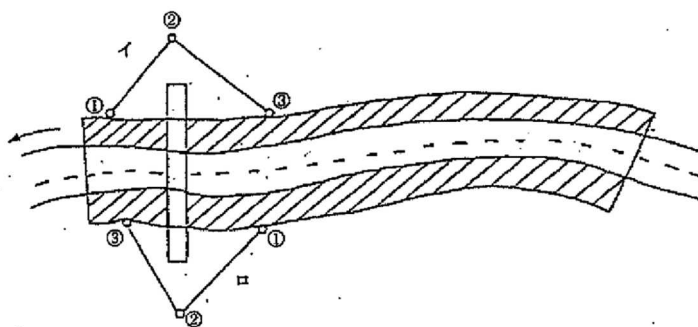


図 1.5 標柱指定の設置方法(工事施工に必要な区域をカバーできない場合)

(b) 標柱の設置の仕方

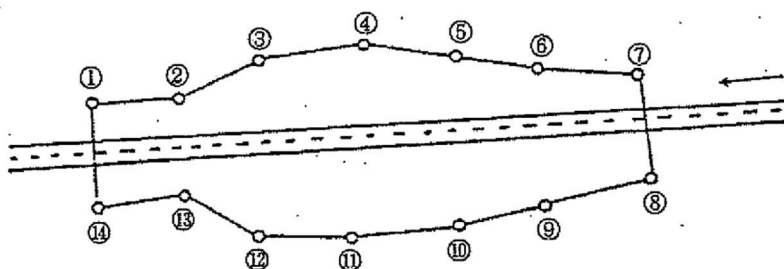


図 1.6 標柱指定の設置方法

★ 標柱番号は、下流右岸を1号として右回りとすること。

★ 指定地の範囲、標柱位置は次を原則とし、地形などの状況に応じて標柱位置を決定すること。

a) 堰堤工の場合

堤体では掘削線より 10m 以上離れた横断測量線上に設置すること。また、上流端では、余裕高に 1 番近い上流横断測量線上に、下流端は構造物に 1 番近い下流横断測量線上に、途中の堆砂敷きは余裕高より 5m 以上離れた横断測量線上に設置すること。

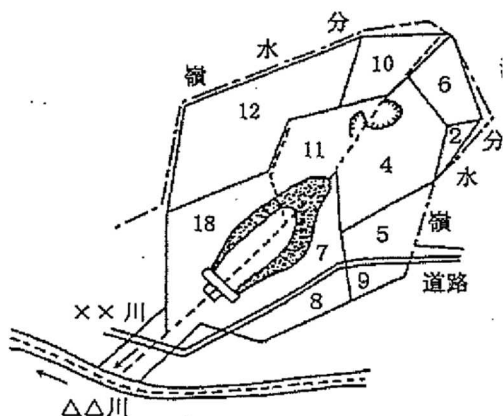
b) 溪流保全工の場合

管理を必要とする施設より 2m 程度離れた横断測量線上に設置すること。(見通しの良いところでは、50~100m 間隔くらい)

- ★ 標柱位置は、現地において設置可能な場所とすること。建築物の敷地内、田畑内、道路内および河川内などの場所は避けること。また、地番界には設置しないこと。
- ★ 以上に関わらず、砂防指定地の形状が大きく変化しない程度に標柱を省略し、標柱の本数は可能な限り少なくすること。

3) 「面指定」の場合

- (a) 字または、地番を特定し、その土地を指定区域とする。
- (b) 当該溪流の山地流域をすべて指定するものとし、その流域にかかる地番すべてを指定することを原則とする。



注) 地番指定とは別に、流域界に標柱を設置すること、あるいは大字界、字界線に沿って結んだ線などにより指定してよい。

図 1.7 面指定の設置方法

4) 「座標指定」の場合

- (a) 座標の配置は標柱指定に準じるものとする。
- (b) 座標指定の場合、砂防指定地の区域は座標値そのものによって確定するため、必ずしも座標が示す位置に標柱を設置する必要はない。しかし、国有林との境界を明確にする場合、土地所有者との調整の結果必要とされる場合等において、現地に標柱を設置することは差し支えない。

(3) 指定地指定申請書類について

1) 申請書類……編集順

(※) が付されている書類については「砂防指定地申請に係るマニュアル」(国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防管理支援室)を参照した上で作成すること。

①土木事務所長の申請書(様式-1)

②指定理由調書(様式-2)(※)

③土地調書(区域の表示)(様式-3)(※)

④土地調書(面積)(様式-4)(※)

⑤位置図(※)

⑥流域(概要)図(※)

⑦指定平面図(※)

⑧座標一覧(様式-5)

座標指定の場合に添付する。

⑨砂防設備に係る図面

ア 縦断面図

(ア)既設砂防設備、治山施設等河川に関連する構造物等については、当該構造物の管理者、諸元、施工年度を明示し、黒色で着色する。

(イ)指定延長

指定延長(1m未満の端数は四捨五入)を赤色で表示し、現況および計画勾配を記入する。

(ウ)図面の着色

指定平面図に準じる。

イ 横断面図

(ア)計画堆砂線、計画高水位、余裕高を記入する。

(イ)図面の着色

指定平面図に準じる。

ウ 構造一般図

主要な砂防設備の構造図を添付する。

⑩写真撮影位置図（※）

⑪現況写真（※）

⑫公図連続転写図等（※）

⑬不動産登記簿の写し（登記事項要約書の写し）（※）

様式－4に記載した全ての地番について添付する。

⑭砂防指定地申請地籍表（様式－6）

⑮同意書（様式－7）

ア 不動産登記記録に記載の所有権者と同意者が異なる場合は、相続関係説明図など両者の関係が分かる資料を添付する。

イ 国土交通省（建設省、内務省）または滋賀県の所有する土地については、同意書不要。

ウ 市町の所有する土地については同意書または指定に係る意見照会を行い、その回答を添付する。

エ 同意書は原本を砂防課に提出すること。

オ 本人自署の場合、押印は省略してもよい。

⑯林班図

ア 指定申請地内に国有林がある場合に添付する。

イ 砂防設備、砂防指定地の範囲を赤線で表示する。

⑰不動産登記法第14条地図、またはこれに代わるもの（公図）

⑱丈量図

標柱指定、座標指定および線指定の場合に添付する。

⑲既指定に係る砂防指定地告示官報の写し（※）

(4) 指定地指定申請書の提出部数等

1) 提出部数

砂防課用、国土交通省用をそれぞれ1部とする。

2) 提出書類

下表の○の付いた文書を提出するものとする。

種別	砂防課用	国土交通省用
(1) 土木事務所長の申請書	○	
(2) 指定理由調書	○	○
(3) 土地調書（区域の表示）	○	○
(4) 土地調書（面積）	○	○
(5) 位置図	○	○
(6) 流域（概要）図	○	○
(7) 指定平面図	○	○
(8) 座標一覧	○	○
(9) 砂防設備に係る図面	○	
(10) 写真撮影位置図	○	○
(11) 現況写真	○	○
(12) 公図連続転写図等	○	○
(13) 不動産登記簿の写し	○	○
(14) 砂防指定地申請地籍表	○	
(15) 同意書（原本）	○	
(16) 林班図	○	○
(17) 不動産登記法第14条地図等	○	○
(18) 丈量図	○	○
(19) 既指定に係る砂防指定地告示官報の写し	○	○
(20) その他（他官庁協議書写し等）	○	○

3) 提出先

土木事務所長は、砂防指定地指定申請書類を作成し、砂防課長に提出するものとする。

(5) その他

砂防指定地申請を円滑に進めるため、必要に応じて県庁砂防課と協議を行うこと。

様式－1

第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

土木事務所長

砂防指定地の指定について（申請）

砂防法第2条の規定による指定をする必要があると認められるので申請します。

様式－3

土地調書（区域の表示）

河川名	郡市名	町村名	大字名	小字名	地番

備考 地名には必ずふりがなを付けること。

様式－5

座標一覽

座標地点	X 座標	Y 座標	緯度	経度
1 点	-79656.173	14735.840	35° 16' 54.7984	138° 39'
2 点	43.1810
3 点

様式－6

砂防指定地申請地籍表

大字	字	地番	地目	所有者	
				住所	氏名

様式－7

同意書

砂防法第2条による砂防指定地にされることおよび防止工事への協力については、何ら異議なく同意します。

年 月 日

滋賀県知事 様

土地の所在および地目				所有権登記簿名義（または所有権者）		押印欄	所有権以外の権利
大字	字	地番	地目	現住所	氏名		

備考

不動産登記記録に記載の所有権者と同意者が異なる場合は、所有権者に対する同意者の関係を簡潔に記載するとともに、別途、相続関係説明図など両者の関係が分かる資料を添付すること。

例 相続人 ○○○○
 相続人代表 ○○○○

第4節 砂防指定地 標柱の設置

砂防指定地の告示を標柱方式により行う場合、告示後、標柱の位置を現地に明示する必要がある。

- 1) 告示された場所に正確に設置すること。標柱の設置場所は座標などで適切に管理されることが望ましい。
- 2) 標柱は指定地内に立ち入る際にわかりやすいように設置するものとし、道路（里道含む）に近接する場合は道路側から「砂防指定地」の文字が見えるように設置する。
- 3) 道路等がなく立入りが容易ではない箇所へ設置する場合は、民地側（砂防指定地外）に「砂防指定地」の文字が見えるように設置する。
- 4) 民地境界等が入り組んでおり明確でない場合などは、河川の中心を背にして「砂防指定地」の文字が見えるように設置する。
- 5) 標柱はコンクリート製品（100×100×1000）を標準とし、上部30cmを残して土中に埋設する。
- 6) 「砂防指定地」の裏面（砂防指定地と用地境界が一致する場合はその他の面）には標柱番号を明示する。なお、明示する方法は問わないが、容易に消えてしまわないよう留意すること。

第2章 用地買収基準

第1節 砂防堰堤

堰堤敷の用地買収範囲は、掘削線から2メートルとする。

堆砂敷の用地買収範囲については、計画堆砂線+HWL線+余裕高線を標準とする。

【解説】

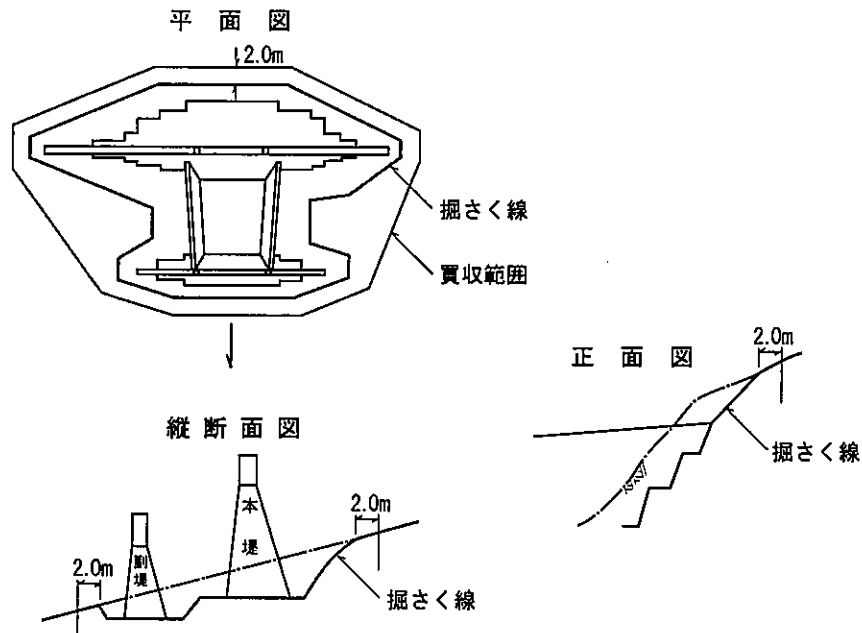
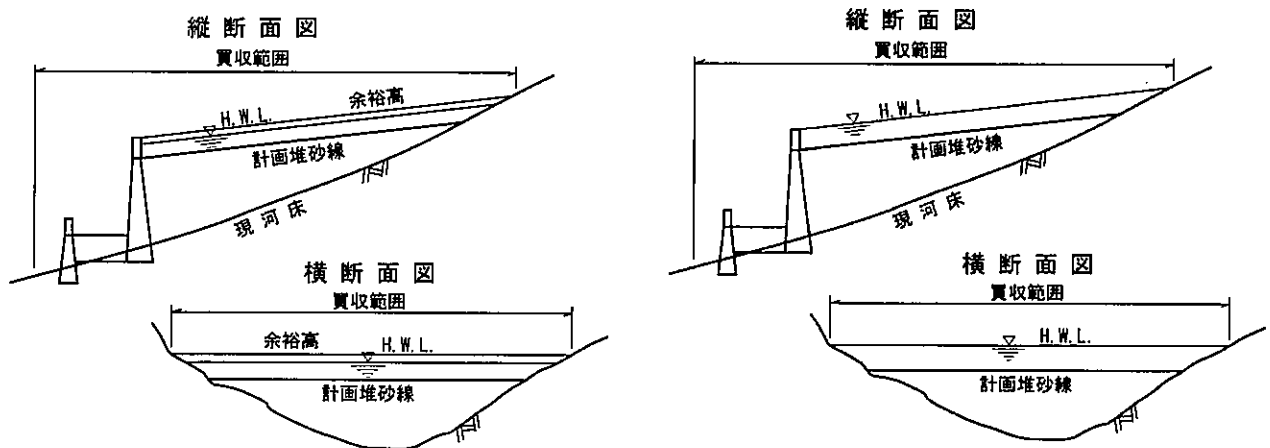


図 2.1 砂防堰堤の用地買収範囲



(1) 不透過型砂防堰堤の場合

(2) 透過型砂防堰堤の場合

(部分透過型も同様)

図 2.2 砂防堰堤堆砂敷きの用地買収範囲

砂防堰堤の用地買収範囲は、図 2.2 を標準とし、砂防堰堤機能より次のように設定する。

(1) 掃流区間の砂防堰堤（図 2.2 (1) 参照）

堆砂敷きの用地買収範囲 → 計画堆砂線+HWL線+余裕高線

(2) 土石流区間の不透過型砂防堰堤（図 2.2 (1) 参照）

堆砂敷きの用地買収範囲 → 計画堆砂線(計画堆砂勾配)+HWL線+余裕高線

(3) 土石流区間の透過型砂防堰堤・部分透過型砂防堰堤（図 2.2 (2) 参照）

堆砂敷きの用地買収範囲 → 計画堆砂線(計画堆砂勾配)+HWL線

第2節 溪流保全工

溪流保全工の用地買収範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 護岸工の場合は、管理用通路幅を考慮して決定する。
- (2) 築堤の場合は、のり尻までとする。
- (3) 床固工および帯工の場合は砂防堰堤に準ずる。

【解説】

(1) 管理用通路の幅（注. 河川管理施設等構造令第27条の管理用通路とは別）

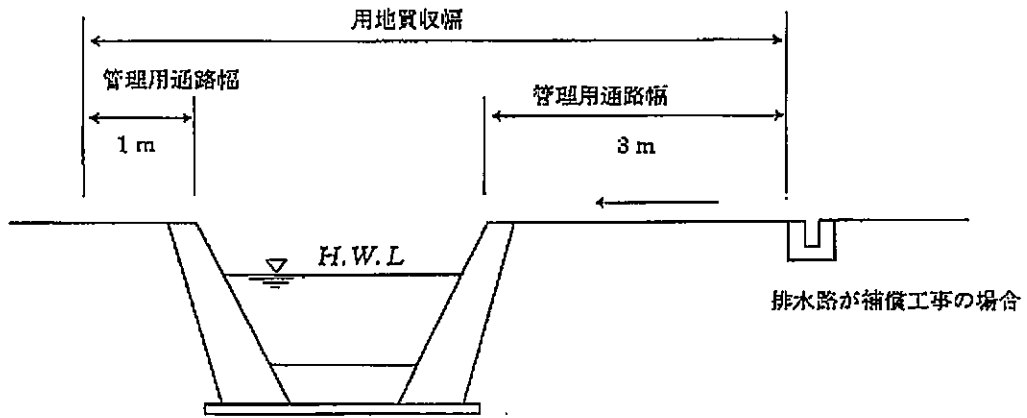
管理用通路は、溪流幅(HWL)に応じて表 2.1 を標準とする。ただし、接続する一般道路の幅員、人家密集の状況に応じて増減することができる。この時でも最大幅員は3m、最小幅員は1mとする。

表 2.1 管理用通路幅

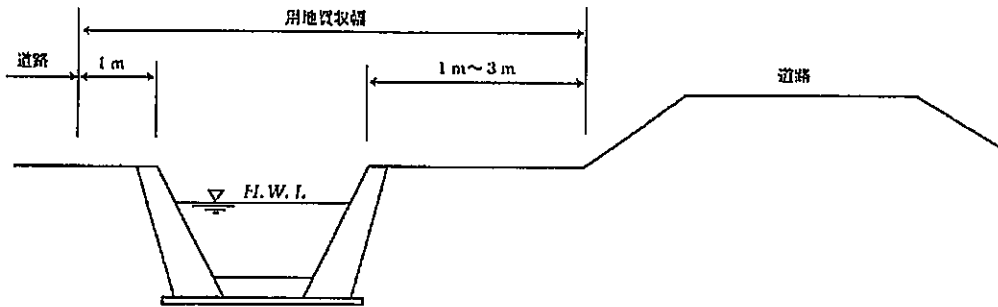
溪流幅 (m)	管理用通路幅	
	左岸または右岸	右岸または左岸
10m未満	3m	1m
10m以上	3m	3m

(2) 用地買収幅の例

1) 一般的な場合



2) 平行した道路がある場合



3) 築堤部の場合

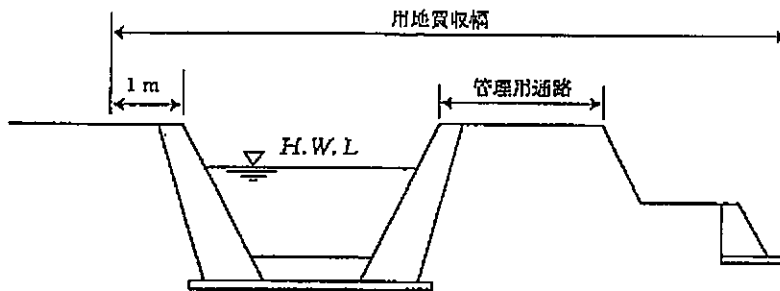
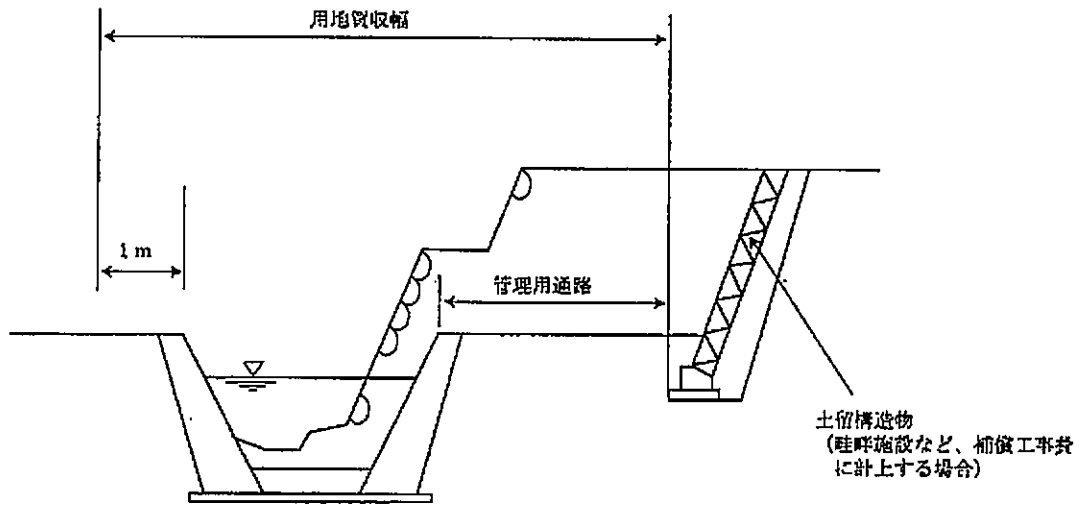


図 2.3 用地買収幅 (1)

4) 宅地部、耕地部で土留構造物を補償工事で実施する場合



5) 山地部切土の場合

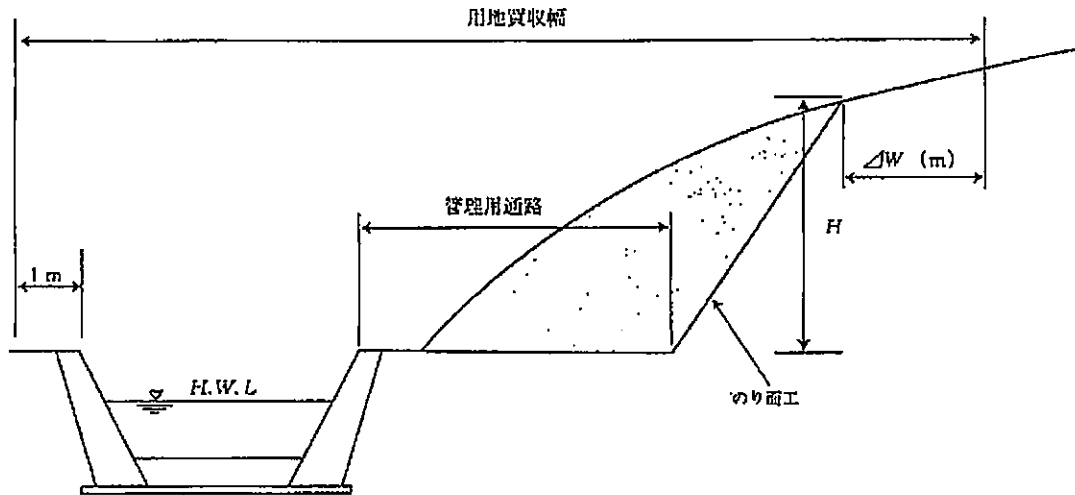


図 2.4 用地買収幅 (2)

第3節 用地境界杭

用地境界には用地境界杭を設置し、用地境界を明示すること。

- (1) 用地境界杭は崩壊、埋没などのおそれのない箇所に設置する。
- (2) 用地境界杭は用地買収後すみやかに設置する。
- (3) 用地買収線や用地境界杭などは工事設計図書の平面図などに記入する。
- (4) 用地境界杭はコンクリート製品（100×100×1000）とし、上部30cmを残して土中に埋設する。
- (5) 用地境界杭の設置は、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、設置方向は、「国土交通省」の表記が内側（官地側）になるようにする。ただし、砂防指定地と用地境界が一致する場合は、官地側に「国土交通省」、民地側に「砂防指定地」と記載することとする。
- (6) 文字「国土交通省」の記載面以外は何も表記しないことを標準とする。

第4節 工事中用道路・設備地

工事中用道路の用地、ケーブルクレーンやバッチャープラント、資材置場等設備地の敷地については、原則として借上げとする。

【解説】

- (1) 工事中用道路は、工事に必要な機材などを搬入するために設けるものであり、工事期間中設置すれば足りる。設備地についても同様に、使用は工事期間中に限られる。したがって、用地については借上げが原則であり、工事完了後は復旧して土地の所有者に返還することとなる。
- (2) 工事完了後に引き続き道路として一般の通行の用に供するために、砂防事業費で用地買収することはできない。市町村などから存置要望がある場合には、将来の管理者となる存置要望者が用地買収した後に施設を引き継がなければならない。

第5節 補償工事にかかる用地の取扱い

5.1 公共の道路・水路が市町の管理する道(水)路の場合(県道の場合も準ずる)

原則として、付け替えるために必要とする土地の取得に要する費用は、用地所有者等に補償し、その所有権は市町が取得することとする。一方、砂防事業用地となる市町の管理する道(水)路の敷地は、国土交通省へ帰属することとする。

なお、付け替え市町の管理する道(水)路の土地の取得等については、民法に規定されている第三者のためにする契約により行うこと等が考えられる。

【解説】

起業地外で既存公共施設等の機能回復を行なう場合においては、当該既存公共施設等に代替する公共施設等を合理的な建設地点に建設し、又は当該既存公共施設等を合理的な移転先に移転するために必要な土地(仮施設を建設するときは、土地を使用する権利)を取得するために要する費用を補償するものとする。(公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱第7条第1項)

既存公共施設等の土地代としては、既存公共施設等に代替する公共施設等を合理的な建設地点に建設し、又は既存公共施設等を合理的な移転先に移転するために必要な土地を取得するために要する費用を補償する。建設先又は移転先の選定が合理的であれば、必ずしも従前の同量等価の土地代によることを必要とせず、従前を超える面積(例えば、道路延長が前より伸びるときの敷地面積の増大)と土地価格により補償することができるものとした。

一般補償基準における土地代は、当該土地の正常な取引価格を近傍類地の取引価格を基準として算定して補償するものとされている。したがって、移転先は、取得する土地(残地を含む)と等価等積の土地であるべきだという考え方であるが、要綱においては、既存公共施設等の機能回復を図るため、合理的に選定された建設先又は移転先において必要な土地を取得するために要する費用を補償するものとしたものである。

(新版 公共補償基準要綱の解説より抜粋：国土交通省総合政策局国土環境・調整課監修 公共用地補償研究会編著)

5.2 公共の道路が民地の場合(林道)

原則として、付け替えるために必要とする土地の取得に要する費用は、用地所有者等に補償し、砂防事業用地となる林道敷地は、国土交通省へ帰属することとする。

【解説】

原則として付替道路等敷地は潰地の道路が民地上にあることから、土地の登記は行わず付替道路敷地の買収に必要な用地費を補償費にて補償する。

公共の道路とは、公共施設および村落共同体その他の地縁的性格を有するものが設置し、又は管理する施設で公共施設に類するものをいう。

村落共同体は、地縁的性格を有するものに包括されこれを例示しているものであるから、地縁的性格を有するものの判断にあつては、村落共同体との比較関連において把握する必要がある。したがって、これに該当するものとしては、特定の地域に密着した地域的関連性を有し、かつ、当該地域住民一般又は共同体の構成員が自由に参加できる機能上の協業性を有するものといふことができる。

例としては、集落、町内会、農業協同組合、水利組合、漁協共同組合、水害予防組合等が該当する。

新版 公共補償基準要綱の解説

国土交通省総合政策局国土環境・調整課 監修

公共用地補償研究会編著 p37 より一部加筆

第3章 補償工事

第1節 総則

砂防工事の施工に伴って既存の道路・橋梁・水路などの施設の撤去を要し、また効力を失うなどの場合は、補償工事として計画できる。補償工事は完成後すみやかに元の管理者に引き継がねばならない。

補償工事は原則として原形、あるいは、その効力の範囲内にとどめ、過大な計画をしてはならない。

第2節 道路

- (1) 幅員は在来道路幅員とする。(改良とならないこと。)
- (2) 縦断勾配・曲線半径などについては、付替対象部分のみでなく前後とのバランスがとれるように配慮しなければならない。
- (3) 堰堤工上流部分の付替道路は(計画堆砂高+H. W. L高+余裕高)より高い位置に計画する。
- (4) できる限り切土、盛土のバランスがとれる法線を検討する。
- (5) 付替により危険と思われる箇所には、ガードレールなどの安全施設を設ける。

【解説】

砂防堰堤による付替道路の場合、縦断勾配が急になることがあるが、在来道路の規格基準および使用状況を考慮し縦断勾配を決定すること。

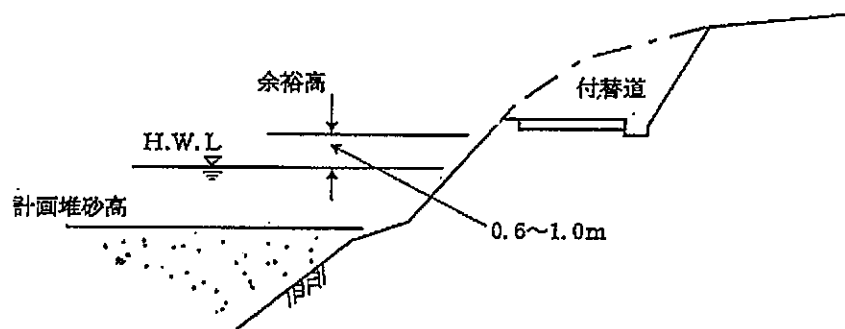


図 3.1 付替道路

第3節 橋梁

- (1) 橋梁架替えの場合は原形幅員までとし、法線改良に伴う新設橋梁幅員は、前後の道路幅員までとする。
- (2) 設計荷重および構造は、橋梁管理者と協議の上、決定する。

【解説】

(1) 橋梁管理者との協議

橋梁の付替を必要とする場合は、事前に該当橋梁管理者に橋梁の拡幅や質的改良の意向を照会すること。

拡幅などの意向のある場合は、「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（昭和43年8月 建設省都街発第31号・河治発第87号・道総発第240号）による工事費用等の負担協議を行う。

また、拡幅などの意向がない場合は、現在の機能補償を基本として設計を行う。

(2) 橋梁の統廃合

橋梁などの横断構造物は、なるべく少ないほうが好ましいので、橋梁の統廃合を検討する。橋梁を統廃合する場合は、耐荷重が同等のものを対象として、拡幅によって設計荷重以上のものが通過しないまでの幅員を限度とする。

第4節 取水工

砂防堰堤付近における取水は、計画堆砂区域の上流に横工等を設けて、計画堆砂高より高い位置に付替水路工を施工し取水するものとする。

付替水路工の延長が長くなり不経済等の理由がある場合には尺八工により取水する。

取水工は、努めて堤体との分離を図るものとし、本堤下流部に流量調節のため余水吐を設置するものとする。

【解説】

砂防堰堤における取水工の概要を図 3.2 に示す。

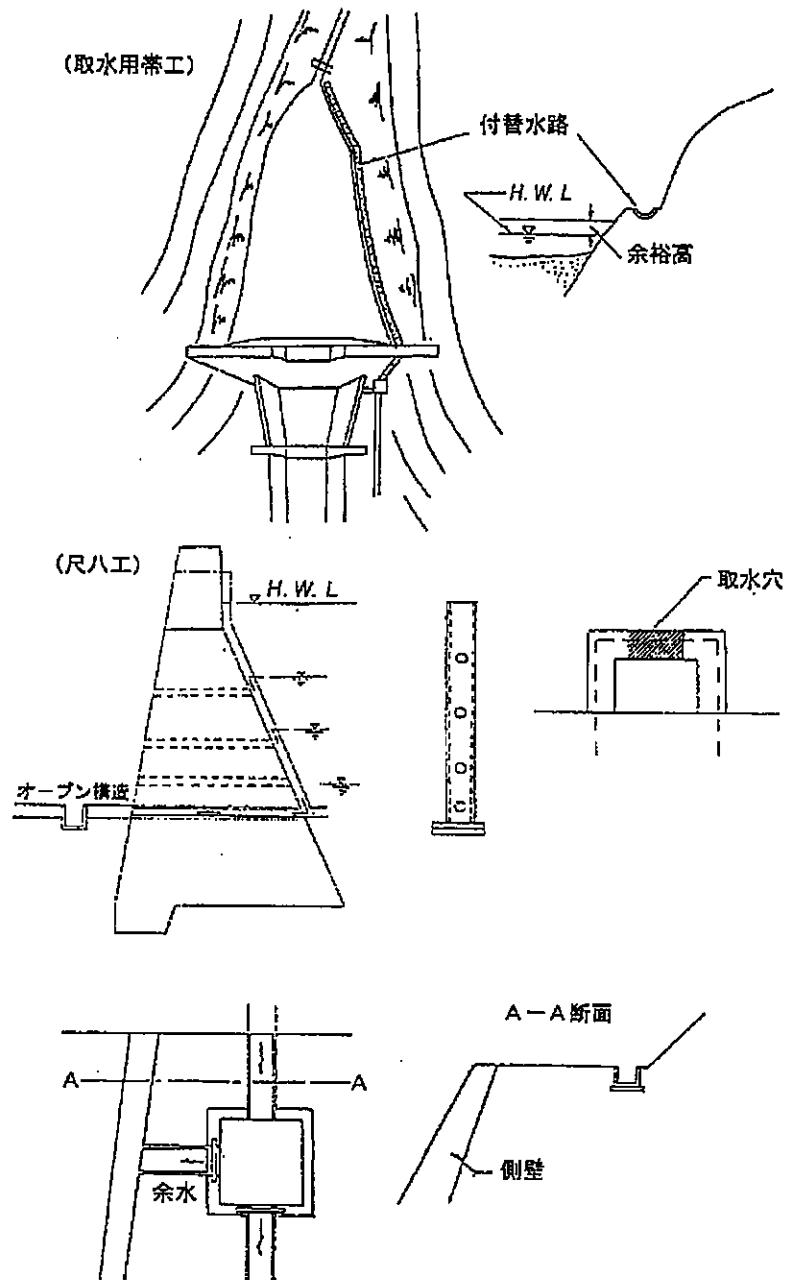


図 3.2 砂防堰堤における取水工

第4章 管理施設

第1節 管理用通路（除石等の管理のための通路）

砂防施設の維持管理に管理用通路が必要な場合は、砂防施設として用地買収の幅の中で確保する。

管 理 者：砂防施設の維持管理に必要な用地買収上の余裕高で、巡視、浚渫などの日常管理、災害時の水防活動および災害復旧などのため必要な土地とする。

管理用通路：管理幅の内、特に砂防施設の維持管理のための通行に供する部分とする。
 工事用道路などを存置し、管理用通路とする場合は、その延長・費用・管理などの関係より、今後において維持管理が可能な範囲で設置する。

【解 説】

溪流保全工や透過型砂防堰堤などで必要となる管理通路は、維持管理上、最低限の機能とし、原則として4m以下で一般車両は通行禁止し（車止めなどで遮断する）、舗装はしないこととする。ただし、市町村道路などとして道路認定されたもので、管理協定の締結されているものや里道などで代替できる場合はこの限りでない。

なお、車道幅員を決定する際には、そこまでの一般道路等の幅員、曲線を勘案し、現地状況に合わせて、過大な設計とならないよう配慮する。

堰堤の裏側（堆砂敷）の維持管理が必要な場合は斜路または階段工を設置するものとし、堆砂敷には原則として管理道路は設置しないこととする。

溪流保全工は、標準として片側3m残り片側1mを確保する。（表3.1 {p4-23~24} 参照）

法河川（一級河川、準用河川）にあたっては、河川管理施設等構造令の管理用道路の基準を満たすものとする。

(1) 管理用通路の幅員及び路肩

管理用通路の幅員及び路肩は、一般車両が通行しないこと前提とするため、維持管理上の必要最低限のものとし、林道規定を参考に幅員（車道幅員+路肩幅員）が4m以下となるよう定める。

表 4.1 車道幅員

区 分	車線の幅員 (メートル)	車道幅員 (メートル)
1 級	2 車 線 の も の	2.75
	1 車 線 の も の	4.0
2 級	—	3.0
3 級	—	2.0又は1.8

「林道規定-運用と解説-」より

表 4.2 路肩幅員

区 分		路 肩 幅 員(メートル)	
1 級	2 車 線 の も の	0.75	0.50
	1 車 線 の も の	0.50	0.25
2	級	0.50	0.25
3	級	0.50又は0.30	0.25

「林道規定-運用と解説-」より

(2) 縦断勾配

縦断勾配も幅員と同様に、一般車両の通行は通行しないことを前提として設定する場合は、次表に示す林道規定を参考にして縦断勾配を定める。

その際、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、交通安全施設等を設置して、林道規定を参考に最急勾配 14% (18) %以下とすることができる。

なお、同表の（ ）内の数値は、延長 100m以内の区間に限る。

表 4.3 縦断勾配

区 分	縦 断 勾 配 (パーセント)							
	1 級				2 級	3 級		
	2 車 線 の も の		1 車 線 の も の					
設計速度 (キロメートル/時間)								
40	7	10	7	10	—	—	—	—
30	9	12	9	12	9	12	—	—
20	9	12	9	14	9	(16) 14	9	(18) 14

「林道規定-運用と解説-」より

(3) 管理用通路の堰堤への取付けについて

砂防堰堤の整備に際しては、点検、除石管理等のために堰堤袖部を越えるか、既設道路等から堰堤上流側へ進入できるよう、管理用通路を設置するのが望ましい。

ただし、除石管理計画（方法、頻度）、経済性、施工性、地形状況等を総合的に判断し、堰堤上流側へ管理用通路を設けるのが合理的ではないと考えられる場合は、堰堤上流側に直接進入せずに除石する方法も検討する。

(4) 交通安全施設

原則として設けないが、縦断勾配、地形、交通状況からの危険度に応じて、以下の交通安全施設等の設置を検討する。

表 4.4 交通安全施設

施設	具体的な内容
①登降坂時の運転注意を喚起する標識施設	急勾配であることを表示し、運行速度の抑制等を喚起する標識類
②登降坂時のすべり止め施設	①クラッシュラン等の良質な材料による路盤工 ②セメント安定処理工 ③石灰安定処理工 ④舗装 ⑤舗装におけるすべり止め溝 ⑥すべり止め用砂等
③すべりを生じた場合の逸脱防止施設	防護柵
④急な登降坂路下部における緩勾配区間の設置	

「林道規定-運用と解説-」より

(5) 路面侵食の防止

縦断勾配の程度（縦断勾配7%を超える砂利道を対象）、降雨の状況より路面の侵食が懸念される場合は、以下の路面侵食を防止する構造とする。

表 4.5 路面侵食防止の対応策

種 別	内 容
路面を強固にする方法	①コンクリート路面工 ②セメントによる安定処理 ③石灰による安定処理 ④岩屑による路床等
路面流水を軽減する方法	きめ細かい横断溝の設置

「林道規定-運用と解説-」より

(6) 排水施設

路面およびのり面に降った雨水の排水が必要とされる場合、必要な断面積・構造を有する側溝を設ける。側溝は、切土のり面または斜面ののり尻側に設置し、原則として、路肩外縁に設ける。

一般的に素掘側溝とすることが多いが、多雨・豪雪地域、縦断勾配が急で洗掘等の恐れのある箇所では、U型またはL型側溝を用いる。

第2節 標識・標柱

砂防指定地及び土石流危険溪流などは、標識・標柱により明示する。
砂防指定地標識の設置は、「砂防指定地標識設置要領」等による。

【解説】

標識の設置の時期は、砂防工事が行われる年度とし、対象は設置される砂防施設に係る砂防指定地とする。設置場所は、砂防施設の存在する周辺の土地状況を調査のうえ、原則として次の要件に該当する位置に設置する。ただし、災害などのために、標識が埋没し、または、焼失するおそれがないところとする。標識・標柱類を設置した後は、常に点検を行い、適正な管理を行うものとする。

(1) 砂防指定地

砂防指定地の標識の設置は、砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地(以下「砂防指定地」という)について、地域住民に周知させるとともに、土地の適正な管理に資することを目的とする。

(設置場所)

- 1) 人家の密集したところ
- 2) 道路、橋梁脇などの人目につきやすいところ
- 3) 堰堤の付近
- 4) 砂防指定地の上下流端の位置
- 5) 砂防指定地周辺の土地開発が予想されるところ

(2) 土石流危険溪流

土石流により被害を受けるおそれのある区域、保全対象人家戸数が密集している区域、人目につきやすい場所等を考慮し、標識の設置を行う。

(設置場所)

- 1) 人家の密集したところ
- 2) 道路、橋梁脇などの人目につきやすいところ
- 3) 堰堤の付近

(3) 砂防堰堤

砂防堰堤周辺等で危険と思われる箇所には、立入防止柵、標示板を設置するものとする。特に、砂防堰堤本堤上からの落下は、重大事故につながるので十分に配慮すること。第3編第2章2.1.3.5(7)(p3-80)によるものとする。

砂防指定区域（土石流危険溪流）標識図は、図 4.1 を標準とする。

表 4.6 標識の種類および名称

分類	種類・名称	備考
砂防指定地	・砂防指定地標識 ・砂防指定地標柱	砂防指定地標識設置要領参照
土石流危険溪流	・土石流危険溪流標識	
堰堤	・堰堤標識	第3編第2章 2.1.3.5(9) (p3-78) 参照

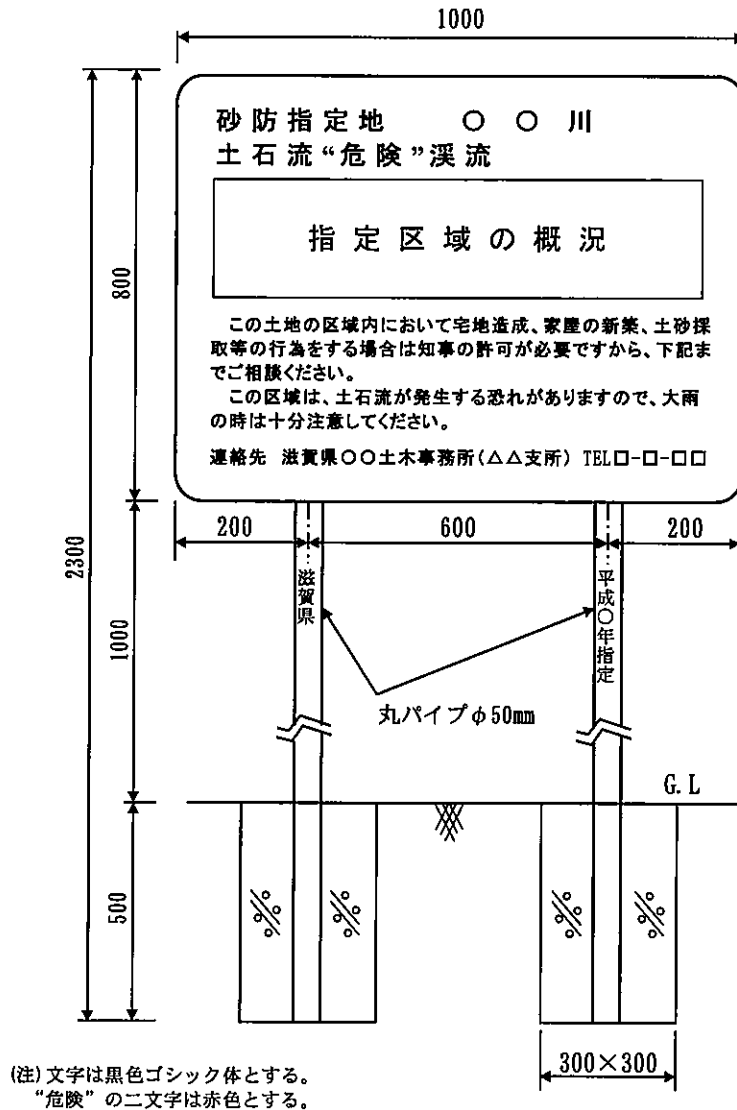


図 4.1 砂防指定地標識図

第3節 進入防止柵・転落防止柵

(1) 堰堤

堰堤の袖部分には、必ず進入防止柵を設置する。ただし、付近に里道などが無く、人の近づくおそれの無い場合はこの限りではない。

進入防止柵は、腐食などによる破損に耐える構造とする。

(2) 溪流保全工

人家連たん区間などで溪流保全工の設置により子供の転落などが予測される箇所には転落防止柵を設置する。

転落防止柵は、腐食などによる破損に耐える構造とする。

(3) 管理用道路

管理者以外の者が入らないように必要に応じて進入防止柵を設置する。

【解説】

- (1) 溪流保全工における進入防止柵・転落防止柵は、溪流保全工の施工によって河床が低下し、落差の増大や、のり面の勾配が急になるなど危険度が著しく高まった場合に設置する。
- (2) 河川に沿う道路で、道路管理者が防護柵を実施している場合で、その河川を溪流保全工として掘り下げ、このため防護柵が設置してある箇所と同程度の危険性になった場合に設置する。
- (3) 道路に沿って設置する防護柵は原因者負担として解釈し、補償工事費として支出し、完成後は道路管理者に引き継ぐ。

第4節 ガードレール

砂防工事が原因で、道路に転落の危険箇所が生じた場合は、補償工事としてガードレールを設置する。

第5節 注意標識

危険箇所には必ず、立ち入りを禁止し、危険を表示する標識を設置する。

【解説】

法河川については、河川管理者と協議のこと。